

議案第 34 号

財産の取得について

令和 7 年度使用中学校教師用指導書を次のとおり取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 品名     | 令和 7 年度使用中学校教師用指導書                        |
| 2 | 契約の方法  | 随意契約                                      |
| 3 | 契約金額   | 24,203,850 円                              |
| 4 | 契約の相手方 | 石垣市字大川 204 番地<br>有限会社 山田書店<br>代表取締役 山田 隆雄 |

令和 7 年 2 月 21 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

令和 7 年度使用中学校教師用指導書購入に係る財産の取得については、石垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 47 年石垣市条例第 8 号）第 3 条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。